

住民と議会をつなぐ

議会だより

2023年
第60号



10月31日栗国幼稚園、へき地保育所の幼児約20名がハロウィン行事で議会を訪れ、議員と議会議場で交流しました。

目次

■令和5年度一般会計予算	2～3
■一般質問(9月)	4～17
■議決結果賛否一覧表	18
■秋の叙勲(山城雅雄さん)旭日双光章	19
■議会の動き	20

令和5年

発行:栗国村議会
編集:議会広報調査特別委員会
〒901-3792
沖縄県島尻郡栗国村字東483番地
電話(098)988-2222
FAX(098)988-2281



令和5年度
第4回
定例会
9月
決算
予算

令和4年度
決算を認定

一般会計

歳入

歳出

24億7,387万1千円

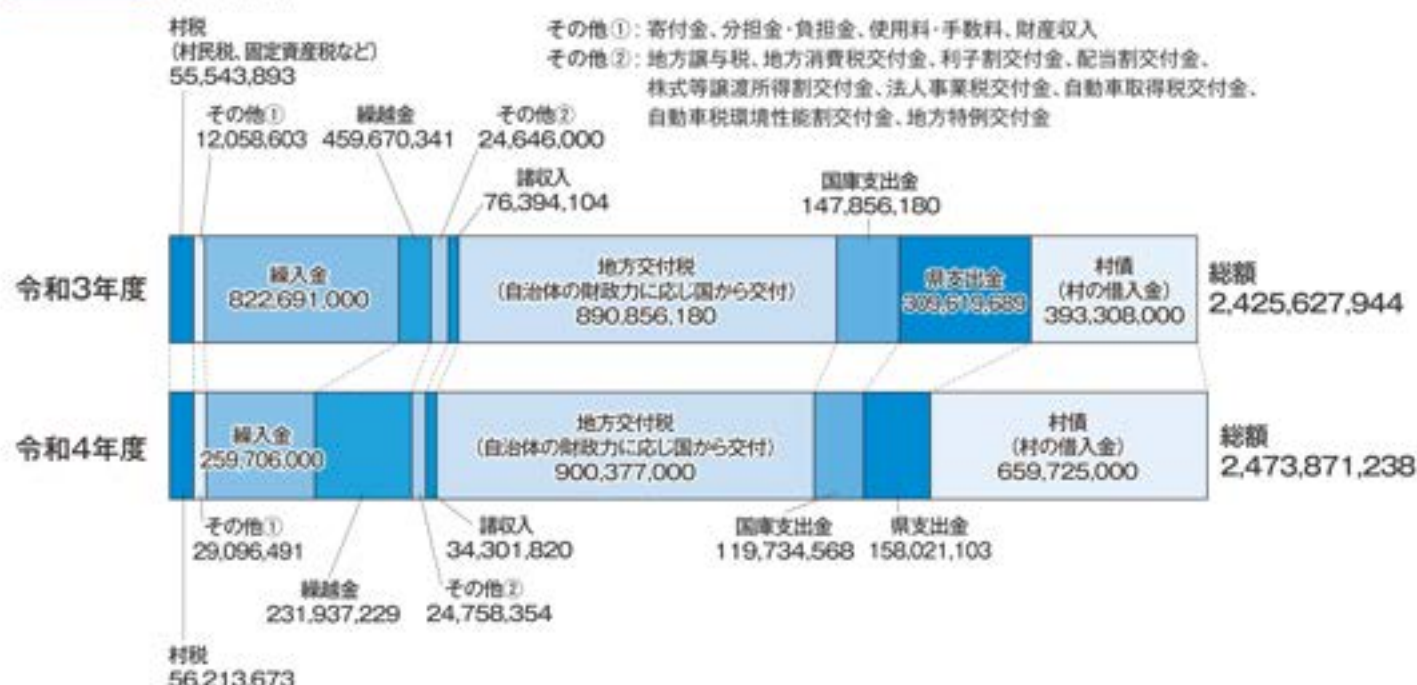
21億5,348万3千円

令和5年第4回定例会では、9月11日から13日までの2日間の会期で開催されました。この中で、各会計の決算認定、補正予算、条例の一部改正など20件について審

議し、すべて可決されました。審議結果は18ページに掲載しています。

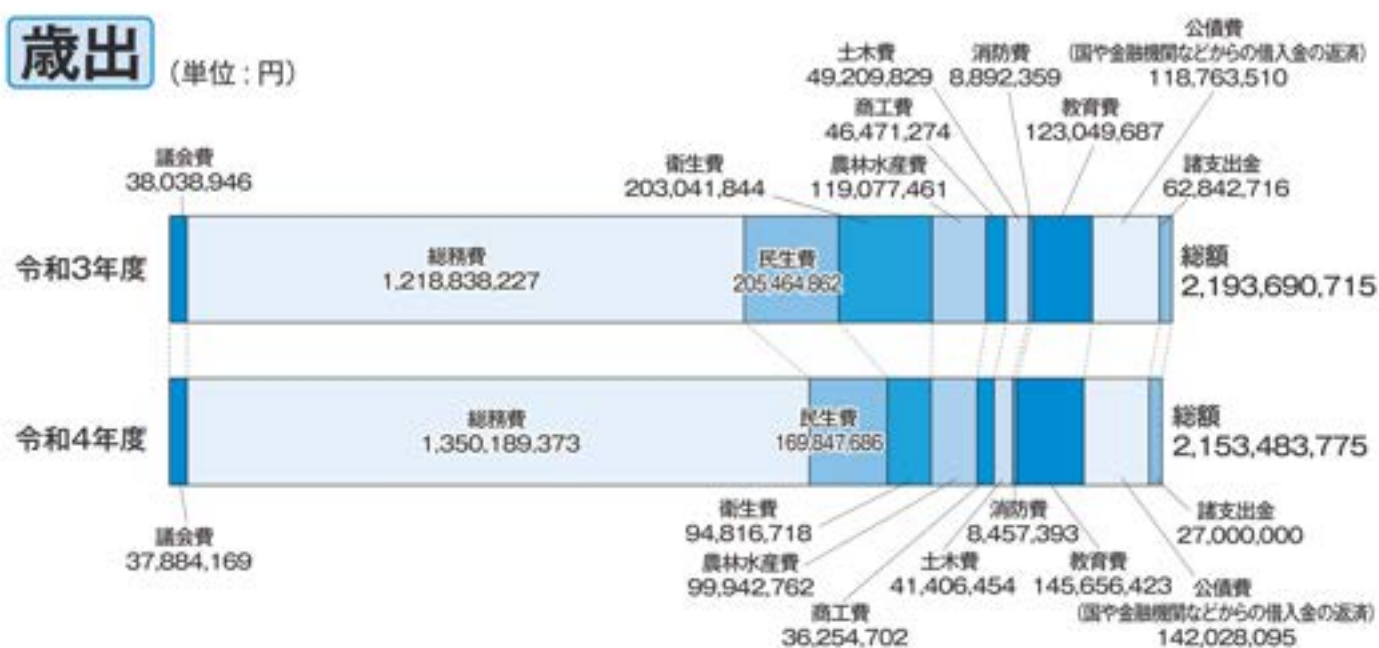
歳入

(単位：円)



歳出

(単位：円)



特別会計決算

会 計 名	歳 入	歳 出	議決結果
国民健康保険特別会計	102,711,193	78,228,179	認 定
航路事業事業特別会計	431,818,354	429,120,473	認 定
簡易水道事業特別会計	181,338,879	181,335,672	認 定
農業集落排水事業特別会計	27,819,363	26,308,684	認 定
村民牧場事業特別会計	30,261,722	29,727,319	認 定
後期高齢者医療特別会計	7,251,939	7,122,586	認 定

令和4年度決算における健全化判断比率

(単位:%)

健全化判断比率	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準	対前年度比率
①実質赤字比率	—	—	15.0	—
②連結実質赤字比	—	—	20.0	—
③実質公債費比率	7.8	7.6	25.0	0.2
④将来負担比率	124.2	44.5	350.0	79.7

①実質赤字比率とは:普通会計の赤字額が標準財政規模に占める割合

②連結実質赤字比率とは:全会計の赤字額が標準財政規模に占める割合

③実質公債費比率とは:普通会計が負担する実質的な負債額が標準財政規模に占める割合、3か年の平均

④将来負担比率とは:普通会計が将来負担すべき実質的な負債額が標準財政規模に占める割合

監査委員からの令和4年度決算について報告がありました

(一部抜粋)

一般会計及び特別会計の決算総額は、歳入3,255,072,688千円、歳出2,905,326,688千円である。前年度と比較して、歳入で136,443千円(4.37%)、歳出で37,383千円(1.30%)それぞれ増となっている。一般会計から特別会計への繰出金は27,000千円で前年度より58,859千円(△68.5%)の減となっている。特別会計は独立採算の原則に沿った事業運営を行うため、収支改善のためあらゆる方策を検討し、実効性のある経営の健全化に取り組まれた。

全般的に事務事業の執行については、おおむね適正に処理され、各財政指標も健全化基準内であったことから、本村の財政状況は健全性を維持している。しかしながら、今後の少子高齢化、コロナ禍、ロシア・ウクライナ情勢を背景とした世界的な原油価格・物価高騰など懸念材料は多数存在し、決して楽観視できる状況にはない。このような中でも、第4次栗国村総合計画に基づいた施策の実施、公共施設の建設、改修、コロナ禍で停滞した活動を再活性するための事業実施など財政運営上の課題は山積していることから、本村の財政力を十分に量りながら、計画的かつ効果的な行財政運営に努められたい。

(一般会計)

執行率は、66.9%で前年度に比べ5.3ポイント減少となっている。主要な要因としては、繰越金が90,562千円増加している。適切な事務執行、管理体制が行われているとはいえない。予算の必要性、実行計画について綿密に準備を行い、適正執行が行えるような体制整備について早急に改善に取り組んでいただきたい。収入未済額は、14,362,063円で、村税は13,642,973円で、前年度に比べて2,025,429円の増、不納欠損額は0円で、前年度と同様である。徴収率の向上と負担の公平性を確保するため、令和4年5月に栗国村徴収対策会議が設置され、栗国村債権管理マニュアルも作成されているが、収入未済額が増に転じている。特に村税全体では、徴収率現年度分は94%であるが、滞納繰越金は7.2%と大変低い徴収率となっている。全庁一体となった取り組みを推進し、債権回収のための情報の共有、研修による人材育成等に努められたい。

(特別会計)

国民健康保険特別会計の執行率は、89.1%。収入未済額が296,500円で前年度より88,900円の増。航路事業特別会計は、前年度と比較して歳入で39,551千円(10.0%)の増、歳出で36,853千円(9.3%)の増となっている。執行率は、94%。不納欠損額は、78,383円で前年度より78,383円増、収入未済額は3,404,340円で(内訳:貨物運賃920,927円、過年度収入2,481,300円)前年度より2,865,727円の減となっている。村民牧場事業特別会計は、前年度と比較して歳入で25,099千円(△45.3%)の減、歳出で20,788千円(△41.1%)の減となっている。執行率は97.5%。収入未済額は187,000円で、前年度より187,000円の増となっている。

令和5年9月定例会



小橋川 聡 議員

1. 災害時の村の対応について

Q 質問

①災害時の備蓄について、何名分を算定し、何日分あるか。また、保管場所、備蓄品目の種類と数量について伺いたい。災害時避難所以外の場所での滞在する人への食料、物資の配給について伺いたい。

2. 台風6号について

Q 質問

①今回の台風6号の被害状況について伺いたい。対策会議を時系列に沿って開催状況・内容について伺

いたい。

A 答弁 高良修一 村長

1. 571名の3日分を備蓄し、東ふれあいセンター及び役場庁舎に保管しております。品目は、食料のほか、保存水、敷マツト、毛布、それぞれを準備しています。災害時避難場所以外の住民については、食料が枯渇したとの連絡があれば配給する考えです。

2. 停電が10戸以内、電話線の切断等がございましたが、そのほか住民に関する被害報告はありません。役場関係の被害は新庁舎の雨水の浸水、一部電話の不通、製糖工場では前処理施設の屋根のトタンの飛散や剥離がありました。そのトタンの跳ね返りで1か所ガラスが破損したところがございます。ま

た、天井や屋根にも穴が空いている状況でございます。マージン工場ではガラスの破片と屋根部分を含めたスレート板の破損がありました。村民牧場では倉庫の屋根の一部の破損と電線が切断されました。現在、その電線は復旧しております。洞寺公園では街灯1基が破損しました。電線も切断していましたが復旧しています。浜コミュニティについてはフェンスが破損しました。農作物関係ではサトウキビが491万9,000円の被害額があったとの報告を受けています。台風6号に伴う対策会議は、7月31日曜日午後3時に開催、8月6日、暴風警報が解除されましたので、午前9時に対策本部を解散したところでです。

Q 質問

7月31日に対策会議を開いて、この台風は戻って

くると予想をされております。フェリーは9日間欠航しています。またその間、対策会議を行わなかった理由と対策会議で子供のいる世帯や年寄りが1人で住んでいる家に、保存食を配るという提案はされなかったのかまた今後検討するのか伺いたい。

A 答弁 糸刈洋一 総務課長

対策本部は7月31日に立ち上げたまま、台風が通過後、継続して対策本部は開いている形になっています。その都度、村のマニアルに沿って会議等協議をしています。食料支援については、基本的にこの備蓄食料等は津波とか地震、大災害が起こった場合を想定してまして、台風に対する食料支援というのは、役場に食料が枯渇したからどうにかできないですかという電話があれば対応するということ

で考えていました。

A 答弁 高良修一 村長

私どもの備蓄計画と県との防災課との相談をして、計画との整合性はきちんとできているのか。そういった点も検討した上で、村民の皆様にはお知らせしたいと考えています。

Q 質問

広報9月号村長だよりには、沖繩県で9億円余りの被害が出たということで、いち早く知事は補正予算で対応すると言及していると思いますが、村長は県に期待したいですと書いています。村民はあなたに期待したいんです。いち早く何か対策を取らないといけない。そこでいち早く対策を取ったのがJA栗国で人員の派遣、片付けとかをしてくれました。村は今何か対策とか農家、村民に対して支援をしていますか。

A 答弁 新城光則

経済課長

今回の災害、特にサトウキビですけれども、これに当たっては肥料の助成というところで、今県のほうと調整しているところです。

3. 村民支援について**Q 質問**

①令和4年12月定例会、令和5年3月定例会について物価高騰に対する支援を要望したが、どのように検討したか伺いたい。

A 答弁 高良修一村長

財政的に厳しい中、村単独での支援は厳しい状況です。今現在、国、県の支援策や補助事業等を検討しました。その結果、今回の補正予算で非課税世帯に対し3万円の助成を行う予算を計上しているところです。

Q 質問

私が提案したごみ袋を無料配布するとかいろいろ

ろ検討されましたか。

A 答弁 高良修一村長

その財政支出につきましては、きちんと明文化した上で、それに沿ってごみ袋の支給等を含めて、改めて検討することをお約束いたします。

Q 質問

これは物価高騰でいろいろなものが上がっている、村長、今ガソリンが1リッター幾らか知っていますか。

A 答弁 高良修一村長

200円近くだと思えます。

Q 質問

栗国村は196円です。それが8月11日に11円上がって、そういう庶民感覚がないんです。ごみ袋の有料とか農業資金の利息をなくすとか、この前質問していますので、これも検討してください。

4. こども医療費助成について**Q 質問**

①令和5年6月定例会にて、栗国村こども医療費助成条例の一部を改正する条例が可決され、助成対象が拡大されました。拡大したこどもの数、保護者への周知方法について伺いたい。

A 答弁 高良修一村長

助成対象者は、16歳から18歳まで拡大し、対象人数は18名、助成対象拡大に伴う経費を6月補正は29万円計上しました。また、条例改正可決後、広報7月号に掲載し、令和5年4月1日診療分より助成する旨の通知を行いました。再度個別に対象保護者へ通知をする等の対応を行います。

Q 質問

個別に通知はまだされていないということではないですか。広報だけでは

いですか。広報だけではいいですか。広報だけでは

A 答弁 濱川克也

民生課長

まだ個別には連絡をしていない、これから1件ずつ対象者に連絡したいと考えています。

Q 質問

4月から遡って助成するけれど、まだ作業が行われていない。条例上も、受給資格を認定しないといけないけれども、それもまだされていないというところですか。

A 答弁 濱川克也

民生課長

申請があれば調整して認定するんですが、まだ上がってくるのも少なく、これからどのようになっているか1件1件調査したいと考えています。

Q 質問

これ申請があればじゃないです。親に通知を出せばいいんじゃないですか。それをなぜされていない

んですか。

A 答弁 濱川克也

民生課長

これから調整して連絡して説明等しながら申請していただくように調整してまいりたいと思います。

Q 質問

遡って、この医療費を助成するとなったら、早く通知しないと領収書がないとかいろんな問題が起きってきます。ないと助成しないではなく、助成しないといけないです。そういうのを全部考えていますか。今まで、これもし病院行っている人がいるかいけないかも分かっている状況ですか。

A 答弁 濱川克也

民生課長

まだ調査していないので、分かっている状況です。

Q 質問

予算化しているのにも

※質問・答弁は要約して掲載しています。

かわらず、これは職務怠慢と言えはいいのでしょ
うか。全然作業が進んで
いないです。人数も把握
していない。受給資格者
証も出していない。こ
れは村長いつまででき
るか、早めに作業を進
めないとせっかく予算
を組んでいます。どう
するのか村長答弁願い
ます。

A 答弁 高良修一 村長

予算をきちんと組んで、議会の皆様にも議決をいただいた大切な考え方でございます。これは即座に民生課と教育委員会と連携して、実行していただこうと思っています。私ども毎週、週初めに合同会議ということで私と副村長、教育長を交えた課長会議をしています。私の組織のつくり方にももしかしたら欠点があったかもしれま
せん。上意下達の会議になっ
てしまっ
て、皆さん自身
が闊達な意見を交わす

場所に、私がちよつと高圧的なのも
かもしれません。そこ
ら辺は反省を
しています。課長の皆さんが、横の連携がうまく取れていない
など、そういうところは感じるときも
あります。合同会議の在り方を見直し
て、こういった案件が今後再発しないよう
に、指示も、そして自発的な動きにも期待したいと考
えています。

5. マイナンバーカードについて

Q 質問

① マイナンバーカードに正しく本人の情報が登録されていないと確認できた件数、現在までの取得率と村民からどのような相談や苦情があったか伺いたい。また村はどのような点検作業をおこなっているのか。正しい情報の確認方法の周知は行ったか伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

本人情報の登録に誤り
が指摘された件数はあり
ません。取得率に
ついては8月31日現在、
69・67%となっ
ています。村民からの相談等は
1件あり
ました。これはマイ
ナポイントに関する件
でした。点検作業につ
いては、国、県の指導、助言等
を得ながらマイナ
ンバー情報照会マニ
ュアルに沿って行
っているところ
です。

Q 質問

マイナンバーの総点検で国が各自治体にチェックリストを配付していることですが、栗国村はこのマイナンバーのチェックリストについて、どの辺まで作業が進んでいるのか。

A 答弁 糸洲洋一

総務課長

全体的に申請されてい
る方に対しては、チェッ
クをかけて登録情報に誤
りがないかも含めて、持
っている方は今のところ、申請
された方全員を対象に
しています。

Q 質問

マイナンバーを取得し
て、栗国村で便利だなど
いうことって何かあり
ますか。

A 答弁 糸洲洋一

総務課長

実際、私も持っています
が、村内では、今の段
階でメリットがあるかど
うかというの、実感とし
てありません。今後、マイ
ナンバーカードが令和6
年の10月に、健康保険証
として統一されるいう方
針も決まっています。い
ずれは運転免許証にも
統合されるという国の
方針がありますので、
今の段階ではメ

リットが弱くても、普及
していけば当然村民に
対しても有益なカード
になるだろうというこ
とで、今考
えています。



照喜名 英雄 議員

1. 総合計画・総合戦略について

Q 質問

① 第4次栗国村総合計画・第2期栗国村まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、さまざまな施策が計画されていますが、執行状況について伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

① 第4次栗国村総合計画、第2期栗国村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、6つの基本方向、27の施策、63の指標により構成さ

れております。63の指標の令和6年度の目標年、令和4年度実績を基にした達成率は全体で33.4%となっています。

2. 相続手続きの便宜供与について

Q 質問

①令和6年4月から相続手続きの義務化されます。手続きの案内窓口の創設など、村民への便宜を図ることを伺う。

②栗国村内の所有者不明土地の筆数を伺う。

③今後の所有者不明土地の取り扱いはどの様に行われていくのか、沖縄県との調整となるのか伺う。

④村政報告で(令和5年4月18日所有者訪問)したことによる結果の説明と今後の状況を伺う。

A 答弁 高良修一 村長

①窓口設置については、今のところ考えておりません。戸籍の担当者のほうが

対応しており、担当者が不在でも総務課職員間の情報の共有等で対応できる体制を図っているところです。

②栗国村内での所有者不明土地は557筆、うち琉球政府が534筆、村管理が23筆です。

③隣接地主の高齢化、死亡などにより所有者不明土地の地主確定が困難になっているのが現状です。県の管財課が協議の対象となりますので、今後も栗国村で管理できるよう、国の不在者土地の措置も最終的にはその土地の所在する市町村に移管したいということ、県を通じて国の考えは聞いていますので、今後可能になるかと思えます。

④去る4月18日、沖縄栗国支店が現在あります敷地の地権者宅へ、私と総務課長、そして親戚に当たる船舶課会計年度職員と3名

でお伺いし、代理人の長男にご対応いただき、写真や地籍図により現状の利用状況の説明を行いました。地権者からは以前にも用地の件で、村から訪問があり、村が購入し代金も払っている、村に名義を移してほしいとの話があったようです。しかし、地権者としては土地を売却した覚えもない。双方の認識の違いがあり話が進まずにいました。村にも売買記録、支払い記録が存在しないので、それで改めて購入の方向で話をしたほうがいいのではないかと考え、その話をしましたところ、前向きに検討しますとの返事をいただきました。その購入についての金額については不動産鑑定士を入れ、評価額の報告を受け、今般予算計上したところでございます。そして議決をもしたいいただいたならば、その議決した金額を

もって交渉を行うという形で、相手方とは確認して了解していただいたところですので。

3. 任用の根本基準について

Q 質問

①職員の任用については「地方公務員法第15条の実証に基づいて行わなければならない」と明文されています。会計年度任用職員においても担当分掌業務により本職員と同様な職責を負う職員もいると聞き及びます、一方で業務中に職務に専念すること、も分からぬ者も見かけます。職員の任用は会計年度臨時職員を1年間勤務すれば、「その他の能力の実証」として任用の対象として認定するのか伺う。

②平成20年度から採用試験を受験せずに任用された職員数を伺う。

A 答弁 高良修一 村長

①職員の任用について、会計年度任用職員を1年間勤務すれば、その他の能力の実証として任用の対象となると考えています。

②平成20年度から採用試験を受けずに受験、選考による職員採用のことだと思っておりますが、平成20年から令和5年まで20名となります。

4. 製糖施設の管理について

Q 質問

①栗国村製糖施設の設置及び管理に関する条例(平成23年9月21日条例第7号)について、地方自治法第237条第2項に、「条例又は議会の議決による場合でなければ若しくは貸し付けてはならない」旨の規定があります。一般会計予算に、年間2,648千円の貸付収入が計上されています、条例本文中には貸付規



※質問・答弁は要約して掲載しています。

定がありません。この様な形態でよろしいのか伺う。
②貸付収入の積算根拠を伺う。

塩工場についても貸付収入積算根拠を伺う。

③台風被害について、損害保険等加入について伺う。

④同じく設置及び管理に関する条例の第13条、第14条について考え方を伺う。

A 答弁 高良修一 村長

①村とJAのほうで栗国村製糖施設の指定管理に関する協定に基づいて貸付収入を計上しています。現在は指定管理に関する協定、地方自治法第244条の2、公の施設の設置、管理及び廃止の規定に基づき、村が所有する製糖工場を指定管理者としてJAに管理運営することを議会ですべて承認されていますので、よろしいのではないかと考えています。
②貸付収入の積算根拠について、まず保険料が年間

174万円、そして外構にかかった3450万円、この外構工事は補助対象ではありませんので、JAと本村で折半で20年の分割払いとして単年度で86万3000円、そして本体の工事につきま

しては辺地債、村負担の890万円の辺地債の事業債、8割は交付税バックがございまして、その2割の元利償還金について、JAと本村で折半する。そしてそれが単年度あたり4万5000円、この全部を合わせたのが264万8000円となっております。

塩工場の貸付収入積算根拠については双方で交わしました契約により4400円の総面積をかけた金額となっております。

③④台風被害についての損害保険等の加入について、建物と機械設備の保険2種類に加入しています。

条例の第13条の原状回復義務や第14条の損害賠償義務については、今回は台風による、自然災害による災害ですので、当該規定の適用はできないと考えています。

5. 特産品加工センターの管理について

Q 質問

①栗国村特産品加工センター等の設置及び運営に関する条例（平成25年6月20日条例第12号）について、この施設において、「指定管理者」は設置されているか伺う。

②貸付料、条例第6条の規定は遵守されているか伺う。

③条例第6条の規定が遵守されない理由を伺う。

④条例制定された時期と建設された時期が、ずれている。生じる問題はないか伺う。

A 答弁 高良修一 村長

①指定管理者は設置されていません。

②指定管理者を指定していません。第6条自体が機能していません。

③現在、当該施設を利用している団体と、平成25年度より当時の担当者として指定管理者が指定管理者として管理することや、使用料等について協議がなされてきましたが、いまだ

合意に至っていないのが現状です。引き続き同団体と指定管理ができるよう協議します。

④特産品加工センターが整備された平成2年に栗国村特産品加工センターの設置及び運営に関する条例が平成2年に制定されました。平成15年度の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入されましたが、平成2年に制定した条例で運用していくことも可能であると

考えていましたので、当初の条例で運用してしま

した。しかしながら、やはり指定管理に関する条文にする必要性が生じてきたことから、平成25年度に条例の全部改正をしたところ。平成25年度に全部改正前の条例でも適用できる、運用できると考えていたことから、ずれた問題は生じなかったと考えています。

6. 漂流事故の顛末について

Q 質問

①令和5年6月8日に発生したフェリー栗国の運航中の機関停止、漂流した事故について、発生した日時及び原因並びに海運行政機関からの通達、また今後の行政指導など伺う。

A 答弁 高良修一 村長

①現在、運輸安全委員会により審議中となっておりますので、最終報告を待って

いる状況です。新聞報道では要因等も書かれていますが、運輸安全委員会からの報告書をお待ちいただきたく存じます。今後の対策といたしましては、現在栗国村が定めている安全管理規定に理解を進め、遵守することを改めて徹底します。

7. 村内の御拝所等お賽銭の管理について

質問

①昭和の時代から出納室での預り金「お賽銭等」の管理及びその所在、並びにその残金、口座の所在について伺う。

A 答弁 高良修一村長

①会計課で管理、うちよ口座、通帳名義人は村長名、現在の残高は57万8,564円となっています。

8. 東ふれあいセンター内に駐車されている車両について

質問

①車両沖縄230さ2016日産シルビアの車両の今後の扱いについて伺う。

A 答弁 高良修一村長

①同車両については観光協会が管理を行っていますが、令和元年度に維持管理が困難であると観光協会から返却されましたが、廃車する方向です。

9. モチキビの収穫量について

質問

①特産品の一つ、「モチキビ」は、一度衰退した。城間善功村長時代に渡名喜村から種を貰い、令和4年度で4トンの収穫、令和5年度は100キロにも満たない収穫量です。新暦の5、6月に収穫されるモチキビ、収穫に用いるコンベアの不備、令和5年6月議会の一般質問に対する村長の答弁は、栗国村議会だより2023年第59

号3頁に記載されています。モチキビ生産を危惧する議員の質問です。今後は、生産に長けた役場職員もいないようですので沖縄県の普及所などの指導を受けながら職員の育成も、経験者の活用なども望まれるところですが、どのようにされるか伺う。

A 答弁 高良修一村長

①今年度のモチキビの不作について担当者からの報告を受けて、前の収穫量の低さに愕然とした記憶があります。早速担当者に南部農業改良普及センターから講師を招いて勉強会等を行うよう指示したところです。明日9月12日に勉強会の開催に向けての意見交換をウェブで行う予定です。その際に現状と今後の生産に向けて南部農業改良普及センターの普及技幹も交えて課題等を話し合う予定です。本村からJA職員とモチ

キビ農家、経済課長、担当者が出席する予定です。

10. 日帰り観光について

質問

①日帰り観光の企画と受付を広報して事前に連絡体制を行えるように、そしてフェリー横に車両を付けて島内を回れるような段取りを村観光協会と考えられないか伺いたい。

A 答弁 高良修一村長

①現在、観光協会と旅行会社と提携し日帰りのツアーを実施しており、観光メニューとして確立していると思っています。フェリーの横に車両をつけることについては、他の乗客の安全面の問題も想定されることから、船舶課や観光協会と可能性について検討します。

1. 旧庁舎跡地の使用について

質問

①以前からJAおきなわ栗国支店の建替えが計画されています。移転するには立地と十分な面積が必要です。現在旧庁舎跡地利用をJAへ売却することについて、村ではアンケート調査を実施しているが、集計結果、またどのような意見があるかについて伺いたい。

A 答弁 高良修一村長

旧庁舎の使用について、以前からJAおきなわ栗国支店の建て替えの計画の件です。村民アンケートについては、18歳以上の村民を対象に実施し、当



赤嶺 真知子 議員



※質問・答弁は要約して掲載しています。

初7月31日を回答期限としていました。回答締め切り日においての回答率は42%でした。一般的なアンケートの回収率は30%を超えていればアンケートの有効性があると言われていますが、今回の案件について本村にとって重要な事項と考え、さらに多くの村民の意見のご意見をいただきたく、村民の半数以上、約6割以上の回答率を得たいと思いますので、今引き続き回答をお願いしているところです。9月末まで延長し、集計後、12月定例会では結果を改めてご報告いたします。途中ではございますが、8月31日現在の回答率は52.5%、内訳は「賛成」74.9%、「反対」16.4%、「その他」8.7%となっています。（結果内容について配布資料あり）

質問

J Aのほうで以前から、現在の位置の近くというところで、土地が探せないか、向かい側の今駐車場になっているところとか、用地交渉をこの通り沿いに探して、J Aも一生懸命土地の確保について努力してきましたが、なかなか至らず、今回、旧庁舎跡のお話で、J Aもそういう話が進められればということなんです。今現状として入り口のほうのコンクリートの剝離、建物自体の耐久度とか職員のほうも今災害が多い中でかなり心配されています。サトウキビ、畜産、タマネギ、モチキビ、いろんな農産物に関して農協を通して販売し、買い物など利用していない村民はいないと思います。沖縄本島に出なくてもいろんなことが島でできればということ、ぜひ私も、旧庁舎跡地にJ Aが移行でき

きるようにお願いしたいと思っています。

2. 寄草地区、金附名地区のマリンタンク設置について

質問

①寄草地区、金附名地区にマリンタンクを設置できないか伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

マリンタンクを設置するに当たって利用権設定もしくは利用権設定の、マリンタンクの大きさに合わせた地権者との対応をしていけば、既にマリンタンクを設置しているところもありますので対応可能かと思えます。補助メニユーの再確認と、そして補助メニユーがなければ一括交付金ができないかということ、事業化に向けて取り組んでいきたいと考えています。今、散水車事業とかで単発的に散水の対応を行っている

ところですが、抜本的な解決にはまだ至っていません。マリンタンクはそのためには大変必要な施設だと考えていますので、前にも増して、また実現に対して頑張りたいと考えています。

質問

寄草地区、金附名地区のマリンタンクの設置について以前から、平成21年9月定例会、22年、毎年のように水の確保、農業用水の確保を議員が質問しています。6月定例会でも水源について質問をしています。ファームポンドはなかなか厳しいとのこと

で、マリンタンクを今現在四志地区、寄草地区のほうに設置されています。それ以外に水事情が一番悪い金附名地区、果樹地区は前回も話が上がったんですけれども、とりあえずため池のある場所、寄草地区のほうにため池が3棟ある

と思います。そこからの水が、寄草には一部マリンタンクあります。どうしても海側のほうに全然水が引かれていなくて、今後計画できるのか。

A 答弁 新城光則 経済課長

一応金附名地区でも3つ程度、寄草地区にも3つ程度、それぞれ現在あるため池から引けば可能ではないかというふうには考えられます。そういうことで事業化に向けていろんな補助メニユーとかを探してまいりたいと思っています。

質問

今回、事業で散水車、4トン車が2台入っています。これは計画の中で令和5年から令和13年でリースということですが、タマネギが入っていないのは追加で入れられますか。

A 答弁 新城光則 経済課長

追加で入れられますか。

一括交付金を活用してありますが、その時点ではモチキビとサトウキビというふうにしています。当時、タマネギを入れなかったのはちょうど植え付け時期に雨が多いからという事で外したという経緯はあります。もし必要であれば、それはまた県と相談したいと思っています。

質問

農業と水、コロナ禍の中で地権者との交渉、相続がされていない。かなり厳しい条件の中、栗国村、今に至っていますけれども、一つ一つ解決して進めていかないといけないとおもいます。農業委員会の中では地権者交渉に行こうという意欲のある方もいらっしゃると思います。そういうのも含めて地権者交渉、遊休地解消、水事情とかしっかりとやっていただいて、単収アップとか所得向上とかにつなげていければ

と思います。村長、最後に水、農業について意見をよろしくお願いします。

A 答弁 高良修一 村長

古来より栗国村は水の乏しい島でした。それでもため池の整備等で少しずつ解消していったと思いますけれども、まだまだ増産にはつながっていないという思いは議員の皆様と同じです。相続がされていないために地権者交渉が難航するため、なかなか利用権設定ができない。これは大変大きな障害となっており、法の後押しで、令和6年4月1日からの相続登記の義務化、相続登記を行うということとは村民の皆さんには少しづつ広がっていくと思いますので、その中で相続登記をし、そして農地の利用権設定につないで、そしてそれを基にして水事情の解決、そして増産に続くというような流れに持つ

ていきたいと考えています。



城間 成弘 議員

1. 財政状況について

質問

①令和3年度と比較して令和4年度の経常収支比率 91.8%で高くなっている。この比率は70%から80%の間が理想とされている。人件費 414.135千円で5.775千円の増額で全体の19%を占めている。扶助費 63.463千円、公債費 142.028千円義務的経費合計 619.626千円である。今後財政の健全化に向けた対策について伺いたい。

②村債

2.424.554千円で今後増額が見込まれる状況だが、どのような対策を考えているのか伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

①歳出の削減、各種事業の補助制度の活用等で財政健全化を図っていききたいと思っています。また今年度、中期財政計画を策定しますので、今後の財政シミュレーション等を実施しながら全職員情報の共有を図り、危機感を持って取り組んでいく所存です。

②村債について、公共施設

質問

自体が老朽化を迎え、造り替えをどうしてもせざるを得ない時期にここ数年は、集中的にそういう時期になっていきます。総合計画とか財政計画等各種計画に沿って優先順位を決め、取り組んでいく所存です。

A 答弁 系洸洋一

総務課長

中期財政計画につきましては、今まだ計画段階



※質問・答弁は要約して掲載しています。

で、遅くとも今月中には立ち上げて、今年度中には計画を作成する方向で、関係団体も含めて委員会を選定して作成したいと今考えています。

2. 観光協会について

Q 質問

①令和5年度観光協会補助金 12・689千円、パークゴルフ場指定管理者で7・827千円となつていますが、令和4年度迄の費用対効果、経営状況について伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

観光協会自体の会計は大きく3つ、観光協会補助金を財源とした会計でいわゆる一般会計に当たる観光協会の事業と、特会に当たるレンタカー事業、パークゴルフ場指定管理の3つの会計となつています。3つの会計の令和2年度から令和4年度までの決算を報告します。

まず、一般会計に当たる観光協会事業で、収入が250万5・964円、そして支出、人件費、事務費等の支出は1・469万5・262円で、赤字額が1・218万9・298円となります。この赤字額は観光協会の補助金1・993万円で補填しています。令和3年度が収入239万8・501円、支出が2・026万3・502円、赤字が1・786万5・001円、補助金は1・529万

円。令和4年度は事業収入が263万1・772円、支出が1・485万3・907円になり、赤字額は1・222万2・135円となります。補助金は1・303万円。

次にレンタカー事業についてです。令和2年度はレンタカーの収入が126万1・492円で、人件費や自動

車の維持費等の支出が308万2・644円、赤字が162万1・152円となります。補助金は60万円。令和3年度はレンタカーの収入は726万6・023円、支出が379万6・175円。赤字が424万9・848円。補助金は78万円。令和4年度はレンタカー収入等他会計からの繰入金で収入が364万7・082円で、支出が349万437円、黒字が15万6・645円。補助金は65万円。

次にパークゴルフ場の会計についてです。令和2年度は売上収入が60万6・449円、人件費、光熱費等の支出は733万9・235円、赤字額673万2・786円、観光協会への補助金は907万7・000円。次に令和3年度は収入が86万1・157円、支出が

902万4・324円、赤字額816万3・167円、観光協会補助金は782万9・950円。令和4年度は売上収入が86万3・332円、支出が859万477円、赤字が772万7・145円、補助金が807万7・000円です。

Q 質問

観光協会は補助金交付団体です。当初平成25年度と比較いたしまして400万円余り、約500万円近く、その中身は、人件費が上がってきている。そして財政状況についても、年々人件費が上がってきています。そして公債費も1億4・000万円台に上がっています。10年、20年後人口減少、そして経常収支比率や村の借金が多くなれば栗国村はどうなるのか大変危惧しています。中長期財政計画を策

定するということですが、その中には補助金交付団体、歳出の面でいろいろしっかりと仕分けをして、必要性、本当にどれだけ必要なのかというのはいさぐさにかかっています。そして歳入として村税、徴収率ほとんど悪いです。沖縄県でも栗国村は一番悪いです。そういう点も踏まえてやっていただきたいと思っていますけれども、村長答弁して下さい。

A 答弁 高良修一 村長

村税の一般財源、自主財源として期待できるのは村税が主なものです。徴収会議も7月に行われたばかりですが、私はもっと回数を増やして、毎月は厳しくても2か月に一遍は最低やっていただきたいと担当にも話しました。そういう意識を全課網羅して、徴収に対する職員の意識の向上を図りながらき

ちゃんと数字を上げていき
たいと考えています。



上江洲 智章 議員

1. 栗国村へき地保育
所について

Q 質問

①令和4年3月定例会で
一般質問しましたが、令和
5年8月時点の状況につ
いて、子どもを預けられる
システムについて伺いた
い。

1-1、対象年齢につ
いて伺いたい。

1-2、広報あぐに8月
号に掲載されていた共働
きの認定とあるがどのよ
うな仕組みで認定を受け
るか伺いたい。

1-3、令和4年3月定
例会一般質問の関連です

が、専業主婦が第2子を妊
娠3か月で第1子が1歳
6か月ですが、へき地保育
所に預けられるか伺いた
い。

1-4、専業主婦の方で
も第1子が1歳6か月で
あればへき地保育所に預
けられるか伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

1-1 栗国村へき地保
育所設置条例施行規則第
3条の入所条件に満たす
満1歳6か月の幼児を対
象年齢としています。

1-2 共働きの認定に
ついて、申請の際に保育の
実施を必要とする事由を
記載し、自営業を含む就労
の場合、勤務証明書を併せ
て提出する必要があるま
す。勤務証明書の様式は民
生課でお渡しし、勤務先に
証明していただくことに
なります。

1-3 栗国村へき地保
育所設置条例施行規則の
第3条(入所条件)、第1項

第3号には、妊娠中である
か、または出産後間もない
こととされており、ますの
で、産前8週または産後8
週までの乳幼児のいる家
庭で第1子が1歳6か月
であれば入所が可能です。
専業主婦でも第1子が
1歳6か月であれば、求職
活動、仕事を探している
という意味合いの求職活動
状況報告書を提出すれば、
1歳6か月でも預けるこ
とは可能ですが、一月以内
に就業ができない場合は
預かることはできないと
の規定です。

Q 質問

専業主婦が第2子を妊
娠し、妊娠3か月で第1
子を預けられるかと掘り
下げて聞きたいところで
す。産前の8週は分かるの
ですが、産後の8週預かっ
て、8週以降9週目はどう
なるのか。

A 答弁 濱川克也

民生課長

産後8週2か月までの
幼児がいる家庭という
ことなんです。就職活動
を行っているという就職
活動状況報告書というの
を提出いただければ、こち
らで1か月受け入れると
いうことで予定をしてい
ます。

Q 質問

第2子が生まれて産後
に8週目で、8週間たった
から9週目からはもう預
けられませんか、2人を抱
えて8週間たったからも
う保育所に預けられない
から自分で見てと、2人見
るのが大変だから、私再度
この令和4年3月に一般
質問したんですが、その後
どうなったんですかと聞
いているような状況なん
ですが、何も変わってい
ないんですけれども、もう一
度答弁お願いします。

A 答弁 濱川克也

民生課長
特例地域型保育給付費

等支給認定権を利用申請
することによって、保育の
実施を必要とする事由の
中で、妊娠・出産とありま
すので、その申請書を提出
いただければここで検討
して入所判定するという
ことになります。

Q 質問

それを申請すれば産後
8週後に1歳6か月の子
を預かることについて検
討し、状況を見ながらやれ
るということでしょうか。

A 答弁 濱川克也

民生課長

この利用申請書の中で、
保育の実施を必要とする
事由の中で、妊娠・出産と
ありますので、その理由な
どで預けることができる
と考えています。

Q 質問

国の子育て支援も強化
され、栗国村も子育て支
援を応援するという中で、



※質問・答弁は要約して掲載しています。

そういう申請をしたら預けられるという状況に変わっている。そこはともいいことじゃないかなと思っています。まず、そうやって子育て支援のほうをもっともつとやっていたきたい。村長そこについて一言お願いします。それを申請す

A 答弁 高良修一 村長

私も人口が減少している島では、やっぱりいろいろな条件をそろえないと定住、それから新しく入ってくる方々を確保できないと考えております。そのほかの一つに子育てというのは大事な要素だと考えています。現状の条例並びに規則等で、もしやはい現実と合わない、そういうところとありましたら、県ともきちんと相談して、改正した上でいろんなものを対応できるような規則、条例にしたいと考えています。

《要望》 少子化対策のため子育て環境の充実に、より柔軟な利用方法を今後要望・提案していきたいとおもいます。

2. 栗国村美化作業から出る草木について

Q 質問

①令和4年3月定例会で一般質問しましたが、その後の進捗について伺いたい。

1-1、現在の処分方法について伺いたい。

1-2、処分する場所の確保、処分場の建設等の考えがあるか伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

1-1 現在の処分方法は伐採した草木は仮置きしていた状況でしたが、保管期間が長く一部では景観を損ねている場所もありますので、今後これらの草木は移動させ、廃棄物処理法の規定に基づき、煙などの影響が出ない場所で焼

却処分する予定です。
1-2 現在は西の坂谷原にある村有地に処分する場所を確保していますが、処分場の建設まではまだ検討していない状況です。

Q 質問

2点目、栗国村美化作業のほうも、令和4年3月定例会で質問したのですが、今の現状がそのままあることもあって質問しています。今焼却処分する方向で考えているということですが、以前にも言った再利用し堆肥等をつくることの検討としては、今まだ盛り込まれていないのでしょうか。

A 答弁 新城光則 経済課長

現時点では草木のほうの還元というのは盛り込んでいません。草木でも木とかはある程度焼却処分してもよろしいかと思えます。もしススキなどの肥料化できるようなものがあれば、

そういったものについては何かしら、牧場に持っていくなり何かできるかなというの検討してまいりたいと思います。

Q 質問

村民牧場にある牛ふんとススキを混ぜて堆肥づくりの環境として資源を再利用するというのが好ましいのではないですか。本当に時代で、SDGsの言葉も出ています。再利用できるものは再利用してほしいです。今後、堆肥づくりの検討について伺います。

A 答弁 新城光則 経済課長

肥料のほうも昨年ぐらいいから大分高騰している中で、そういった部分で堆肥化できるものについては、可能であれば対応に向けて検討させていただきたいと思っています。

1. の要望・苦情への対応について

Q 質問

①村民からの要望・苦情についてどのように対応しているか伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

職員が受けた要望、苦情については、口頭により担当職員、担当課長に報告が入り処理しています。担当課にて処理が難しい案件については、担当課長より私に報告がありまして、私のほうは常に部下には迅速に対応していただくと常に言っているところです。

Q 質問

村民から苦情を聞いた場合は文書で残すように、また課長会議で内容を共



与那城 義幸 議員

有すれば対処できると思います
ますが答弁下さい。

A 答弁 高良修一 村長

私は職員のほうに報道相をしつかりしてくれと、言いながら、村民に対しては報道相をしていなかったというのを考えますと、広報紙に庁舎に向けて新しいコーナーを設けたいと考えています。

《要望》 村民は、何もして

くれなかったら無視されたとか、聞いてくれないとか、信頼関係が多分薄れると思いますので、ぜひそのようにやってほしいと思います。村民からは要望や苦情はいろいろなことを気づかされる貴重な意見です。役場職員は法に忠実に公平に誠実に対応することだと思っています。苦情や要望を受け内容を正確に把握し、組織として情報を共有化し、適正な対応と公表

が必要です。ぜひマニュアルを作成して提示していただきたいと。それと同時に

村民の声をしつかり受け取り、対応できるように全職員へ十分な待遇や対応方法について研修も行っていただきたいと思っています。職員は全体の奉仕者であること

2. 旧盆後のフェリーの欠航について

Q 質問

① 8月31日はなぜ欠航したのか伺いたい。また、載せられない車両についてはどのような対応を検討したのか、決定した経緯を時系列に伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

台風の接近によりドック作業を行う長崎県島原市への回航が困難になると判断し、8月28日月曜日に

1日前倒しを決定しました。既に前日の30日に那覇港が台風の影響により警戒態勢が発令されており、

場合によっては避難勧告発令も示唆されておりました。仮に避難勧告になった場合、500トン以上ある本船は発令後に那覇港に入港できないといった制約があります。車両については、欠航となった31日には14台予約が残っており、結果として9月5日までお待ちいただくこととなりました。

Q 質問

課長は2便運航について相談はしなかったのでしょうか。

A 答弁 新里親房 船舶課長

その辺に対して2便運航というのを船長と相談しましたが、その後のドックの関係上、時間的に制約が出てしまうので2便運航は無理な状況であるという

話がありましたので、それで30日の2便運航は諦めて31日欠航し、実際島原に向かったのは31日の午前中のうちに台風の影響を避けながら向かいました。

《要望》やはり船の交通手段は、村民の生活に直結します。村民に不利益を与えないように、何が一番いい判断だったか相談しながら、次年度にも反映してほしいと思います。

3. 第一航空の運休について

Q 質問

① 第一航空が運休するときにはどのように村と調整をして決定しているのか伺いたい。

A 答弁 高良修一 村長

運航計画が確定する前に、一月か二月前に総務課長へ第一航空那覇営業所所長より報告、調整の電話があり、その後当局へ運航計

画を出し確定します。

Q 質問

第一航空の運休について、整備点検で長期間の休みも生じて、利用したいときに利用できないということで、今の状況では飛行機の意味がないということがよく聞かれますが、村長はどのように考えていますか。

A 答弁 高良修一 村長

航空機が、村民の皆さんが要らないということでしたら、私どものほうも県に掛け合って要らないということをお願いしても結構です。本島のほうで何かあったとき、それからご自身自身が体調を崩して、一刻も早く午前中で本島に渡りたいとか、いろんな様々な用事を解決するのは飛行機だと考えています。空と海の便がきちんと整ってこそ栗国村は発展していくと思います。

Q 質問

7月にも定期整備、乗員



※質問・答弁は要約して掲載しています。

訓練のためと長期の運休をしています。9月にも11日間、定期整備、点検のためということですが、こんなに頻繁に点検をする必要があるのでしょうか。

A 答弁 系洸洋一

総務課長

第一航空は飛行機が2機ありますが、今運航しているのは1機です。多良間、竹富路線も含めて、那覇営業所自体の体制を強化しようという計画しています。今回定期検査とかパイロットの乗務訓練も含めて計画して、結果的に長期の運休体制になっているということです。

Q 質問

稼働していない1機はどのようになっていますか。

A 答弁 系洸洋一

総務課長

去年より外国から部品調達をしており、県から8月24日に部品が入りましたとのことで、8月24日

に整備をして、10月までには稼働できるということで県のほうから聞いています。

Q 質問

村民にとっては定期便がいいと思いますが、その方向も検討しているのか伺いたい。

A 答弁 系洸洋一

総務課長

定期にすると、今チャーターで赤字が1億円近く出ていますが、搭乗率が約3割ぐらい、定期路線で毎日飛ぶとさらに増えるということが懸念されます。まず定期便に持つていく前に、現段階での搭乗率の向上について3者協議しながら進めている状態です。

《要望》私も村長と一緒に、県と県議会のほうに要請

しに行っている話も聞いてきました。他の路線も飛ぶことによって赤字も改善されるという話もされていましたが、良いように、村民が利用しやすいよう

な運航体制をぜひ協議していただきたいと思っています。

4. 公民館の利用について

Q 質問

①現在、公民館は閉館している状況だが、資料館や図書室など利用したくてもできない状況です。人員を配置して以前のように利用できるようにできないのか伺いたい。また社会教育、生涯学習についてどのように計画をしているのか伺いたい。

A 答弁 上原一宏

教育長

公民館については令和4年12月以降、教育委員会が新庁舎への移転に伴い、人員を配置できない状況にあり、防犯上の観点から資料館、図書室の利用は教育委員会へ連絡をいただきまして、利用していただいているところであり、また同施設は旧耐震基準の建築

で老朽化も著しいため、取壊しの方向で検討しているところであり、新たな人員の配置は厳しい状況にあります。社会教育の生涯学習については、現在コロナ禍以前のように事業はできていませんが、今後計画的に取り組んでまいりたいと思います。また今後、公民館の取り壊しに伴って社会教育の生涯学習につきましては、類似施設である東ふれあいセンター、離島振興総合センターなどの施設を利用して取り組めるよう計画してまいります。

Q 質問

地域にいろいろな声かけをして、村民に活気が出るような事業とか、聞き取り調査とか、そういったものもやっていいのではないですか。

A 答弁 伊佐寿正

教育総務課長

今後はその旨、村民の意見を聞いて活動等を、別の場所できないか検討して行っていきたいと思っています。

Q 質問

②公民館の老朽化に伴いどのような検討、計画を行っているのか伺いたい。

A 答弁 上原一宏

教育長

同施設は旧耐震基準の建築で新耐震基準を満たさない建物であり、営業する危険建物に分類されています。さらに老朽化が著しいため耐震調査を行い、取壊しの方向で現在計画しているところです。

A 答弁 伊佐寿正

教育総務課長

公民館の利用については、利用者から連絡があった場合と習字教室、今後は三線教室も行っていきたいと考えています。

質問

耐震強度を満たしていないということでは建て替えないといけないということなのですが、そこで今後、どのような考えを今計画しているのか伺ってよろしいですか。

A 答弁 上原一宏

教育長

現在、建物の旧耐震建築基準の建物で耐震検査はこれから調査入れて、耐力度があるか調査の結果どういうふうになるか。それでも耐力度があっても利用する場合は耐震改築しないといけません、膨大な費用がかかることから、それよりは類似施設、ふれあいセンターとか総合センターを利用して社会教育活動、書道教室、三線教室、講演会活動とかも取り組んでいこうと考えています。

質問

今後建て替えの計画があるのか。観光協会に資料

館とかを置けば利用もしやすいと思いますがどうお考えか伺いたい。

A 答弁 上原一宏

教育長

例えば観光協会に持っている場合、教育委員会では管理できない状態になりますし、建て替えも新たな財源がかかりますから、私のほうでは建て替えは考えていません。

《要望》地域課題には地域福祉の充実、環境美化、安全安心、健康づくり、子供の育ちなどがあります。文部科学省の公民館の状況と課題の資料には、住民と行政の協働により課題解決して、住民がいかに地域を支え、盛り上げるかが重要とされ、その役割が社会教育であると。行政、住民協働による課題解決の取組を進める中で学びが必要な部分や住民の意識、行動、変容について支援する

ことが社会教育に求められる役割、その学びの支援のため提携することが効果的な地域の関係主体、関係等のネットワークを結ぶ役割も必要です。本村では人口減少により様々な担い手が不足していることから、各団体の機能が十分でないものが多くなりました。その結果、様々な地域課題は役場へ委ねるしかない状況です。公民館を中心として様々な団体を連携させ、公民館がまちづくり協議会の事務局的作用を担い、成果として住民が主体的に活動し、仲間づくりや交流が促進されることです。第四次総合計画で施策としても掲げていますので、ぜひしっかりと予算化して事業執行を行い、成果指標を達成していただきたいと思えます。

議会現場視察状況

議会運営委員会で、予算審議等に関連する施設等について視察場所を決定し、今回から定例会開会前日に視察を行いました。

9月8日に、旧庁舎、集出荷場施設（マージン工場）、植物コンテナ、浜一周線道路東歩道（倒木）、浜コミュニティについて、補正予算計上されている内容などについて視察し、担当課長より説明を受けました。旧庁舎の倉庫にある文書については歴史的資料として取り扱う必要があるのではないか、撤去工事の進捗状況について今年度工事費が計上されているが文書の整理に時間が掛かるようだが着手は予定どおりされるのか。植物コンテナ敷地内にトイレがあるが使用できない状況、黄色ブドウ球菌が発生したとのことで、衛生環境の整備が必要ではないか。浜一周線については倒木の撤去が遅く、道路が枯葉と砂でおおわれているが未だに片づけられていないことについてなぜすぐ対応できないのかなど意見が出ました。



令和5年 第4回 栗国村議会 定例会 議決結果賛否一覧表(9月)

会期: 令和5年9月11日から9月13日までの3日間

議案	件名	結果	結果日付	小嶋川 聡	赤嶺 真知子	宮里 昂	岡喜名 英雄	城間 成弘	上江洲 智章	与那城 義幸
1 議案第35号	栗国村庁舎建設整備基金条例を廃止する条例について *新庁舎完成に伴う廃止	可決	9月11日	○	○	○	○	○	○	
2 議案第36号	令和5年度栗国村一般会計補正予算(第2号)について *歳入歳出に115,353千円追加し、総額を2,613,933千円とする。	可決	9月12日	○	○	○	○	○	○	
3 議案第37号	令和5年度栗国村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について *歳入歳出に24,483千円追加し、総額を115,531千円とする。	可決	9月12日	○	○	○	○	○	○	
4 議案第38号	令和5年度栗国村航路事業特別会計補正予算(第3号)について *歳入歳出に39,395千円追加し、総額を437,154千円とする。	可決	9月12日	○	○	○	○	○	○	
5 議案第39号	令和5年度栗国村集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について *歳入歳出に3,891千円追加し、総額を66,916千円とする。	可決	9月12日	○	○	○	○	○	○	
6 議案第40号	令和5年度栗国村村民牧場事業特別会計補正予算(第1号)について *歳入歳出に2,933千円追加し、総額を43,287千円とする。	可決	9月12日	○	○	○	○	○	○	
7 認定第1号	令和4年度栗国村一般会計決算の認定について	認定	9月13日	○	○	○	○	○	○	
8 認定第2号	令和4年度栗国村国民健康保険特別会計決算の認定について	認定	9月13日	○	○	○	○	○	○	議
9 認定第3号	令和4年度栗国村航路事業特別会計決算の認定について	認定	9月13日	○	○	○	○	○	○	
10 認定第4号	令和4年度栗国村簡易水道事業特別会計決算の認定について	認定	9月13日	○	○	○	○	○	○	
11 認定第5号	令和4年度栗国村農業集落排水事業特別会計決算の認定について	認定	9月13日	○	○	○	○	○	○	長
12 認定第6号	令和4年度栗国村村民牧場事業特別会計決算の認定について	認定	9月13日	○	○	○	○	○	○	
13 認定第7号	令和4年度栗国村後期高齢者医療特別会計決算の認定について	認定	9月13日	○	○	○	○	○	○	
14 報告第3号	令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	報告	9月13日	○	○	○	○	○	○	
15 同意第5号	農業委員の任命による同意について*小嶋川剛吉氏を任命することについて	同意	9月13日	除	○	○	○	○	○	
16 同意第6号	農業委員の任命による同意について*新里仁紀氏を任命することについて	同意	9月13日	○	○	○	○	○	○	
17 同意第7号	農業委員の任命による同意について*伊佐善三氏を任命することについて	同意	9月13日	○	○	○	○	○	○	
18 同意第8号	農業委員の任命による同意について*安里和雄氏を任命することについて	同意	9月13日	○	○	○	○	○	○	
19 同意第9号	農業委員の任命による同意について*梶原宏明氏を任命することについて	同意	9月13日	○	○	○	○	○	○	
20	議員派遣の件について	可決	9月13日	○	○	○	○	○	○	

議案賛成者は「○」、反対者は「×」とします。退席者は「退」、欠席者は「欠」、除斥者は「除」とします。

※議長は採決に加わりません。(可否同数の場合を除く)



議員現場視察(浜道路)



議員現場視察(集出荷場)

秋の叙勲受章おめでとうございます。



旭日双光章

(地方自治功労)

山城 雅雄さん (74歳)

平成6年に村議会議員に初当選以来、令和4年に引退されるまで7期28年にわたり、村政発展のため尽力されました。村議会議長などの要職を歴任し、議会の円滑な運営と本村の重要課題に真摯に取り組まれました。

栗国村議会議員研修会

令和5年10月26日、栗国村役場2階会議室にて、沖縄県町村議会議長会の石垣安秀アドバイザーをお招きし、「議員定数と報酬について」をテーマに、研修会を行いました。

今回の議員定数と報酬について、避けては通れないテーマでもあり、以前、議会だよりに、近隣離島との定数や報酬を比較した記事を掲載した際はいろいろと反響がありました。近隣離島の座間味村、渡嘉敷村は前回の議員選挙から定数を1名減にして6名となっています。渡名喜村は6名、日本でも一番定数が少ない北大東村は5名（和歌山県の北山村5名全国では2村が定数5名）となっています。これまで人口に応じて法定で定数を定めていた時代が長かったため人口に応じた定数という考え方が今も根強く残ります。しかし、ただ単に人口が減少したから、または近隣離島に合わせて定数を減にするということではなく、多様な人材の参加、また今後の議員の担い手にも十分魅力あるものにしていくためにも、今後は他町村の取り組みも検討し、村民との意見交換なども行っていきたいと思っています。



議会の動き

9月	6日	議員視察（村内5か所）（全議員）
	11～13日	令和5年第4回栗国村議会定例会
	21日	栗国村敬老会（全議員）
10月	8日	栗国村役場閉庁式（議長、他議員出席）
	11日	新庁舎開庁式（議長、他議員出席）
	15～16日	アの国まつり（議長、議員）
	17～18日	南部離島町村長議長連絡協議会 臨時会・管内離島視察研修（北大東村）（議長）
	26日	栗国村議会議員研修（全議員） 「議員報酬と定数について」 講師：沖縄県町村議会議長会 アドバイザー 石垣 安秀氏
11月	6日	那覇離島選挙区選出県議会議員行政懇談会（議長）
	7日	沖縄県町村議会議長会定例総会（議長）
	8日	沖縄県町村議会議長会 町村議員職員研修会（全議員）
	9日	沖縄県町村監査委員協議会研修会・臨時総会（監査委員） 南部地区町村等監査委員協議会研修会（監査委員）
	17日	議会運営委員会 広報委員会
	20日	令和5年第5回栗国村議会臨時会 全員協議会
	24日	議会運営委員会
	28日	第41回離島市町村議会議長全国大会（議長）
	29日	第67回町村議会議長全国大会（議長）
	30日	南部地区市町村議会議長会行政視察研修（議長）
12月	1日	南部地区市町村議会議長会行政視察研修（議長）



議会傍聴について

12月定例会は、12月5日(火)開会予定です。

栗国村ホームページ、インフォメーションに栗国村議会・栗国村議会だよりを掲載していますのでご覧ください。

役場1階あぐにひろばでも本会議を生中継致します。

【編集後記】

一年生議員も二年の節目を迎え村民の皆様
の行政として議会の重
要性を感じております。
二宮尊徳曰く、煎じ詰め
れば一に帰する。花は香
り、人は人柄、造花には
真に人を引き付ける魅
力はなく、人も又、誠な
くして人に魅力なし。

（照喜名 英雄）

議会広報調査特別委員会
委員長 小橋川 聡
副委員長 照喜名 英雄
委員 宮里 昂